

【予防接種事務デジタル化】医療機関からの質問等とそれに対する広島市の回答

医療機関からの質問等	広島市の回答
【2026/08/24 受付】 コロナの時にしたようにできるのならないなど、感じています。	【2026/09/09 初版】 特例臨時接種（新型コロナワクチン）における対応事例を踏まえつつ、予防接種事務デジタル化のあり方について、丁寧に検討を進めてまいります。
【2026/08/24 受付】 先日、この件に関して医院で採用している電子カルテ業者（株式会社□□□□□□※取引企業情報のため伏字としています。）に確認したところ、ベンダー向けの説明会においても仕様などの説明がまだ不十分ではあるが、対応にむけて準備は進めるとのことでした。引き続き進捗状況等の連絡をお手数ではございますが宜しくお願い致します。	【2026/09/09 初版】 医療機関における予防接種事務デジタル化への対応として、医療機関アプリと予防接種サイトに加えて、将来的には電子カルテを含めた3方式が選択肢となる見込みです。また、電子カルテと予予・請求システムの連携については、国において検討中であり、詳細がわかり次第、共有いたします。
【2026/08/24 受付】 スライドにあったかもしれませんが、今後母子手帳はなくなる方向でしょうか。母子手帳に記載されている接種記録は、移行時にはシステムに反映されているのでしょうか。	【2026/09/09 初版】 予防接種事務デジタル化への対応として、自治体は、過去の接種記録（特例臨時接種記録や令和8年6月以降の定期接種記録）を予予・請求システムに登録する義務がありますが、任意接種記録や令和8年5月までの定期接種記録の登録は任意となります。このため、接種記録データが予予・請求システムに十分に蓄積されない可能性があることから、当面の間、紙の母子健康手帳を継続して使用する必要があります。
【2026/08/24 受付】 予防接種に来たけど医師の診察で接種不可になった場合もシステムで手続き可能になるのでしょうか	【2026/09/09 初版】 予予・請求システムは、「予診のみ」の記録登録や委託料請求が可能な仕組みとなっています。ただし、「予診のみ」の委託料請求を設定するか否かは、自治体の判断となります。
【2026/08/24 受付】 当院は外国人特にベトナムやフィリピンなどから来られているひが多くいます。マイナバーカードを持っていないひとも多くいます。コミュニケーションが難しい人もいます。このような方へ細やかな対応をお願いします。	【2026/09/09 初版】 マイナ保険証を所持していない方（オンライン資格確認を受けることができない方）への対応については、今後、国の方針を踏まえつつ、御案内いたします。なお、国は、外国語対応（デジタル予診票の多言語化など）について、検討を進めることとしています。
【2026/08/24 受付】 定期接種以外の任意で受けた予防接種（おたふくワクチンのみならず、日本脳炎や、3種混合ワクチン、5種混合ワクチン、ポリオワクチン、ように通常の定期接種に加えて任意で受けた追加接種分も含む）や、この度改訂された予防接種法による免疫学的製剤の記録も残すようになるのかどうか。仕様書を見ると各自治体の裁量で地域特性運用（市区町村拡張事業）として追加できる、となっていると理解した。（ので実装して欲しいという要望）。※小児科医としては出産前の母親に接種した百日咳含有ワクチンやアプリスボや、その他のワクチン等の記録も連携して見えるようにして欲しい。	【2026/09/09 初版】 本市においては、現時点において、任意接種記録を予予・請求システムに登録する予定はありません。また、特定の抗体製剤が定期接種に使用されることになった場合においては、国の方針によりますが、当該抗体製剤の接種記録は予予・請求システムに登録することとなると思われます。
【2026/08/24 受付】 このシステムでマイナポータルを介して未接種者に勧奨するようだが、具体的には電子メール、SNSや郵送等といった方法とタイミング、回数で未接種者への接種勧奨をするようになるのか。	【2026/09/09 初版】 デジタル化後の接種勧奨については、マイナポータルを介した方法の採用に加えて、はがき等による従来からの方法の取扱いも含めて、検討を進めてまいります。
【2026/08/24 受付】 母子手帳アプリや電子カルテ（予約状況や接種歴、副反応）とどの様に連携するのか。仕様を決定するときには関係医会や地方自治体、開業医等と十分に意見交換をして決定して頂きたい。	【2026/09/09 初版】 まず、予防接種事務デジタル化への対応において、母子健康手帳アプリ（住民の利用を想定している母子健康手帳の機能を備えた母子モ等のアプリ）の利用は前提としておらず、マイナポータルを介したデジタル予診票の利用を前提としています。その上で、デジタル庁が公開する技術仕様に準拠した母子健康手帳アプリは、予予・請求システムと連携し、デジタル予診票の登録などを行うことができます。また、電子カルテと予予・請求システムの連携については、国において検討中であり、詳細がわかり次第、共有いたします。 なお、母子健康手帳アプリや電子カルテに係る技術仕様は国等において決定されるものであり、本市が関与する余地はありません。
【2026/08/24 受付】 ワクチンの安定供給に関する指針にある、国、県、市町村の連携に対してどの様に活用するのか。将来的には定期接種のワクチンの一括購入等も想定しているのか？（現在、予防接種行政の管理は県単位、実施は自治体単位だがこの枠組みも変わるのか？変えて、国がすべきと考えています。）	【2026/09/09 初版】 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
【2026/08/24 受付】 医療機関アプリはどういった機器にインストールし運営出来るのか？ 電子カルテやレセコン、その他のタブレットとの連携はどうなるのか。連携に係る費用は医療機関の負担なのか。予防接種サイトはオンライン資格確認端末でしかアクセスできないということが良いか？その連携・運営費用も医療機関が負担するのか？	【2026/09/09 初版】 医療機関アプリは、インターネット接続が可能な端末（タブレット・パソコン）を使用した上で、予予・請求システムと連携し、接種記録の登録等を行うことができるアプリです。医療機関アプリについて、国は、電子カルテとの連携は想定していないとのことであり、その他の医療機関内端末との連携有無は明らかにしていません。このため、現時点において、電子カルテ等との連携費用の負担に係る見解を示すことはできません。 また、予防接種サイトは、オンライン資格確認ネットワークと接続している医療機関内端末（電子カルテ端末やレセコン端末等）を介して予予・請求システムと連携します。（ネットワーク改修工事等が必要となった場合における）連携に係る費用については、現在の国の説明において、医療機関の負担、予予・請求システムの使用に係る費用は自治体の負担とされています。

【予防接種事務デジタル化】医療機関からの質問等とそれに対する広島市の回答

医療機関からの質問等	広島市の回答
【2026/08/24 受付】 機器の導入・運営（通信費や設置も含めて）・維持管理等は原則 医療機関の負担で行い、一部は補助金で対応することだが、どの程度補助されるのか、補助される金額の残りは委託料の増額を行いこれでまかなえるのか？現状の内容だと完全にデジタル化されない限り（場合によってはデジタル化してもなお）、医療機関（行政も？）の事務作業が増加する可能性があるが増加分の事務費用も委託料の増額という形で上乗せされるのか？	【2026/09/09 初版】 医療機関アプリや予防接種サイトの導入に係る補助等の仕組みについては、国において検討中であり、詳細がわかり次第、共有いたします。 また、補助金と委託料（事務費を含む）の取扱いについては、今後、詳細な運用方法を踏まえつつ、整理してまいります。
【2026/08/24 受付】 接種、予約情報は即時反映されるのか？電子処方箋のように遅れて反映されるようであれば誤接種（過剰接種）が生じることになり使い物にならない。また、どこまで内容の変更が可能なのか？いつまでも誰でも変更できるなら間違った履歴が残ることになり、問題である。	【2026/09/09 初版】 医療機関が（医療機関アプリや予防接種サイトを介して）登録した接種記録は、即座に予予・請求システムに反映されます。また、（予防接種の）予約情報は、予予・請求システムにおける管理情報の射程外となります。なお、医療機関が登録した接種記録については、当該医療機関のみが修正可能であり、自治体側においても修正することはできません。
【2026/08/24 受付】 予予システム、母子手帳アプリ、電子カルテ、診療予約システム、レセコン等が院内で別々に稼動する現状は、医療機関に人的、金銭的、場所的に多大な負担を強いており、これ以上は看過できません。現在でさえ院内は診療予約システム、電子カルテ+レセコン、顔認証システム、検査機器やこれらと連動する機器（PACSサーバー等）、複数のバーコードリーダー等、電子機器が所狭しと設置され、電子機器であふれかえっています。通信費、メンテナンス契約、家賃（場所代）等の固定経費や更新費用が多数発生し、機器の更新や故障時には複数のシステムの連携に影響が及び、その都度費用が発生するため、想定以上の負担を強いられています。これらの増加分が収入の上昇分を上回っているのが現状で、医院からの持ち出し分は増える一方です。これら電子機器のシステムが統合され、実際に医療機関の負担が減少していく道筋が見えていなければ、顔認証システムの時のように医療機関の負担ばかりが増大することを懸念しています。医療DXありきでむしろ医療機関の負担は増え続けていることにもっと目を向けて頂きたい。	【2026/09/09 初版】 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
【2026/08/25 受付】 現在、母子手帳と問診票へワクチンのロット番号を塗布していますが、今後ロット番号の扱いはどうなるのでしょうか？宜しくお願いします。	【2026/09/09 初版】 母子健康手帳については、デジタル化後も（メーカー、ロット番号等の記載を要する）接種済証としての位置付けとなるため、ロットシール貼付を継続していただく必要があります。 紙予診票（はじめから紙媒体のもの+医療機関においてデジタル予診票を印刷したもの）については、接種記録（G T I Nコード等のワクチン情報）を予予・請求システムに登録する必要があることなどから、デジタル化後もロットシール貼付を継続していただく必要があります。また、デジタル予診票については、ロットシール貼付の代替として、G T I Nコードのバーコード読込を行っていただく必要があります。